

事 務 連 絡
平成22年 9 月 29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成22年3月30日付け事務連絡）の別添1の1の別表8によりお知らせしたところですが、今般、製造者より輸入者を通じて、下記のとおり製造者名を変更した旨の報告があったことから、同別表を別紙のとおりとするので、御了知願います。

記

変更前 NINGBO GUOSHENG FOOD CO., LTD.

変更後 NINGBO GUOSHENG FOODS CO., LTD.